

官報号外 平成二年六月七日

○第百十八回 衆議院会議録 第二十三号

平成二年六月七日(木曜日)

日程第三 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(福島譲二君外四名提出)

議事日程 第十五号
平成二年六月七日
午後二時開議

第一 船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、関東運輸局埼玉陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に關し承認を求めるの件

第三 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(福島譲二君外四名提出)

○本日の会議に付した案件

平成二年度一般会計予算外二件両院協議会協議委員の選舉

日程第一 船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、関東運輸局埼玉陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に關し承認を求めるの件

○議長(櫻内義雄君) これより会議を開きます。

○議長(櫻内義雄君) 本日、参議院から、平成二年度一般会計予算、平成二年度特別会計予算、平成二年度政府関係機関予算はいずれも否決した旨の通知を受領するとともに、返付を受けました。

よつて、国会法第八十五条第一項により、本院は、平成二年度一般会計予算外二案について両院協議会を求めなければなりません。

名を互選されることを望みます。

○議長(櫻内義雄君) この際、暫時休憩いたしま

す。 午後三時五分休憩

○議長(櫻内義雄君) 休憩前に引き続き会議を開

きます。

平成二年度一般会計予算外二件両院協議会協議委員の選舉

○議長(櫻内義雄君) つきましては、これより両院協議会協議委員の選舉を行います。

○佐藤敬夫君 両院協議会協議委員の選舉は、その手続を省略して、議長において直ちに指名され

ることを望みます。

○議長(櫻内義雄君) 佐藤敬夫君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。よつて、協議委員は議長において指名するに決しました。

直ちに指名いたします。

平成二年度一般会計予算外二件両院協議会協議委員

越智伊平君

近藤鉄雄君

野田毅君

佐藤信二君

原田昇左右君

宮下創平君

谷川和穂君

中村喜四郎君

中村正三郎君

ただいま指名いたしました協議委員諸君は、直ちに議長応接室に御参集の上、議長、副議長各一

平成二年度一般会計予算外二件両院協議会協議委員議長の報告

○議長(櫻内義雄君) 平成二年度一般会計予算外二件両院協議会協議委員議長から報告書が提出されました。よつて、この際、協議委員議長の報告を求めます。越智伊平君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

○越智伊平君 平成二年度一般会計予算外二件両院協議会の経過及び結果を御報告いたします。

平成二年度一般会計予算、平成二年度特別会計予算及び平成二年度政府関係機関予算は、御承知のように去る五月十日衆議院において原案のとおり可決され、本七日参議院において否決されましたため、両院協議会を開くこととなつたものであります。

両院協議会協議委員は、先ほどの本会議において議長より指名されました後、直ちに協議委員議長、副議長の互選を行いました。その結果、議長には私が、副議長には近藤鉄雄君が当選いたしました。引き続き、両院協議会に両院の協議委員が参集いたしまして、くじにより、参議院側において議長を務めることになりました。

船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案外一件 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正す
る法律案

両院協議会においては、平成二年度一般会計予算外二案について、まず最初に、衆議院側から可決した趣旨について説明を聴取し、続いて、参議院側から否決した趣旨について説明を聴取した後、各協議委員から意見が述べられ、消費税をめぐる問題を初め、税収見積もり、国民負担率の見通し、防衛関係費、予算書作成のあり方の問題等について種々協議が重ねられましたが、意見の一致を見るに至らず、両院協議会としては、成案を得るために至らなかつたものとして、これを各議院にそれぞれ報告することとし、両院協議会は終了いたしました。

協議の内容につきましては、会議録により御承知願いたいと存じます。

以上のとおり、両院協議会としては、成案を得るに至りませんでした。
○議長(櫻内義雄君) ただいま両院協議会協議委員長から報告されましたとおり、平成二年度一般会計予算外二案につきましては、両院の意見が一致いたしませんので、憲法第六十条第二項により、本院の議決が国会の議決となりました。(拍手)

日程第一 船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
日程第二 地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、関東運輸局埼玉陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
○議長(櫻内義雄君) 日程第一、船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案、右両件を一括して議題といたします。
登録事務所の設置に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。運輸委員長田名部匡省君。

船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案及び同報告書
地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、関東運輸局埼玉陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に関し承認を求めるの件及び
同報告書

[本号末尾に掲載]

[田名部匡省君登壇]

○田名部匡省君 ただいま議題となりました両案につきまして、運輸委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案につきまして申し上げます。

本案は、船員雇用促進センターが船員労務供給事業を行うことができるところとすると、当該事業の適正な運営を確保するための措置、当該事業に従事する船員の職業及び生活の安定を図るための関係法律の特例適用等の措置を講ずることにより、外航海運における船員の海上職域を確保し、その雇用の一層の促進を図ろうとするものであります。

本案は、三月二十日本委員会に付託され、四月十八日大野運輸大臣から提案理由の説明を聴取した後、六月五日質疑及び討論の申し出もなく採決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)
○議長(櫻内義雄君) これより採決に入ります。
まず、日程第一につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(櫻内義雄君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第二につき採決いたします。
本件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり承認するに決しました。

[

日程第三 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(櫻内義雄君) 日程第三、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

基づき、関東運輸局埼玉陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に関し承認を求めるの件につきまして申し上げます。

本件は、埼玉県の南東部地域における自動車の検査及び登録に関する事務の円滑化を図り、あわせて当該地域の住民の利便を増進するため、埼玉県春日部市に関東運輸局埼玉陸運支局の下部組織として春日部自動車検査登録事務所を設置する必要があるので、その設置について国会の承認を求めようとするものであります。

本件は、三月二十日本委員会に付託され、四月十八日大野運輸大臣から提案理由の説明を聴取した後、六月五日質疑及び討論の申し出もなく採決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○畠英次郎君登壇
○畠英次郎君 ただいま議題となりました高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案について、社会労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、人口構造の高齢化の一層の進展及び高年齢者の雇用の状況にかんがみ、高年齢者等の職業の安定と雇用の確保のための諸施策の充実等を図らうとするもので、その主な内容は、

第一に、労働大臣は、高年齢者等職業安定対策基本方針を策定し、六十五歳までの高年齢者の雇用機会の増大の目標、事業主が行うべき条件整備のための指針等を定めること、
第二に、六十歳以上六十五歳未満の定年到達者が定年後も同一の事業主に雇用されることを希望するときは、事業主は、諸条件の整備を行つてもなおその者の能力に応じた雇用機会を確保することとが著しく困難である場合を除き、その者が六十五歳に達するまでの間、雇用するよう努めなければならないこと、

第三に、公共職業安定所長は、定年到達者の安定した雇用の確保を図るために必要と認めるときは、事業主に対し、諸条件の整備の実施に関する必要な勧告をすることができるこ

とであります。

本案は、去る四月十九日付託となり、五月二十九日塚原労働大臣から提案理由の説明を聴取し、六月五日の委員会において質疑を終了いたしましたところ、自由民主党、日本社会党・護憲共同、

用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。社会労働委員長畠英次郎君。

[本号末尾に掲載]

[

○畠英次郎君登壇
○畠英次郎君 ただいま議題となりました高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

[

官 報 (号 外)

公明党・国民会議・日本共産党・民社党及び進歩民主連合の六派共同により、事業主に対する雇用状況の報告義務及び法施行後の検討等についての修正案が提出され、採決の結果、本案は修正案のとおり全会一致をもつて修正議決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

した次第であります。

本案は、水俣病に係る認定等に関する处分の現状にかんがみ、引き続き、認定業務の促進を図るためにの措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、環境庁長官に対し水俣病に係る認定の申請をすることができる期限を、平成五年九月三十日まで延長すること、

第二に、環境庁長官に認定の申請をすることができる者の範囲を、昭和五十七年八月三十一日以前に公害被害者認定の補助金等に関する法律による由

1

○議長(櫻内義君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

○日程第四 水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（福島謙二君外四名提出）

水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案及び同報告書
一部を改正する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔戸塚進也君登壇〕

○戸塚進也君
　ただいま議題となりました水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案について、環境委員会における審査結果及び結果を御報告申し上げます。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

本案は、去る五月二十三日本委員会に付託され、六月五日提出者福島謙二君から提案理由の説明を聴取し、同日審査を行い、質疑を終了し、内閣の意見を聴取しましたところ、北川環境庁長官より、異存はない旨の意見が述べられました。次いで、討論を行い、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

します。

(常任委員辞任及び補欠選出)
一、去る五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

○朗読を省略した議長の報告

の報告書

出席國務大臣

內閣委員

環境委員

右質問する

四

一、去る五日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
臨時行政改革推進審議会設置法案（内閣提出第
六五号）
公立の障害児教育諸学校の学級編制及び教職員
定数の標準等に関する法律案（馬場昇君外一名）
提出、衆法第一一一号）
(議案送付)
一、去る五日、参議院に送付した内閣提出案は次
のとおりである。

(特別委員辞任及び補欠選任)
一、去る五日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

アトピー性皮膚炎に関する質問主意書
右の質問主意書を提出する。

去る五日、内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員平田米男君提出アトピー性皮膚炎に
関する質問に対する答弁書

国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案
地方交付税法等の一部を改正する法律案
地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案
一、去る五日、予備審査のため次の本院議員提出
案を参議院に送付した。
公立の障害児教育諸学校の学級編制及び教職員
定数の標準等に関する法律案（馬場昇君外一名
提出）

従つて、この病気を克服するため行政の対応が必要であると思い、次の事項について質問します。

一 アトピー性皮膚炎に悩む患者がどの位いるのか、明らかにされたい。

二 行政の関係機関による今までの研究成果を明らかにされたい。

三 現在、患者に対する治療はどのようになされているのか、明らかにされたい。

四 政府は、研究・治療などの予算を含めて今後どのように対応されるのか、方針を示してもらいたい。

二について
の調査日一日において医療機関で受診した推定
患者数は、二万八千五百人である。

アトピー性皮膚炎の患者数については不明である。

〔別紙〕
衆議院議員平田米男君提出アトピー性皮膚炎に関する質問に対する答弁書

衆議院議員平田米男君提出アトピー性皮膚炎に
關する問題二件、内閣総理大臣海部俊樹

実な検査法及びその治療法の開発に努めることとしている。

また、平成元年度から心身障害研究においてもアトピー性皮膚炎の診断基準等の検討を開始したところである。

われているが、その他には食事制限等の生活指導が行われている。

四について

今後ともアトピー性皮膚炎の病態解明、検査法、治療法、診断基準等に関する研究を推進してまいりたい。

(答弁通知書受領)

一、去る五日、内閣から、衆議院議員筒井信隆君提出労働行政に関する質問に対し、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二年六月二十日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

平成二年六月七日
平成二年年度一般会計予算外一件両院協議会
衆議院議長 櫻内 義雄殿

平成二年三月二十日
内閣總理大臣 海部 梅樹

右
國会に提出する。

船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案

右

平成二年三月二十日

内閣總理大臣 海部 梅樹

右
國会に提出する。

船員の雇用の促進に関する特別措置法の一
部を改正する法律案

右
國会に提出する。

船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案

右
國会に提出する。

第五十九条から第六十一条までに改め、「船員雇用促進センター」の下に「が行う船員職業紹介事業」を加え、同条第二項中「第二十一条まで」を「第十九条まで及び第二十二条」に、「の行う船員職業紹介」を「が行う船員職業紹介事業」に改める。

第四章を次のように改める。

第四章 討則

第二十四条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第二十二条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

三 第二十二条第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第四章を次のように改める。

第四章 討則

第二十四条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第二十二条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

三 第二十二条第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第四章を次のように改める。

第四章 討則

第二十四条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第二十二条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

三 第二十二条第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第四章を次のように改める。

第四章 討則

第二十四条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第二十二条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

三 第二十二条第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第四章を次のように改める。

第四章 討則

第二十四条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第二十二条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

三 第二十二条第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第四章を次のように改める。

第四章 討則

第二十四条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第二十二条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

三 第二十二条第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

て、船員雇用促進センターに対し、船員雇用促進等事業に関連する必要な報告をさせ、又はその職員に、船員雇用促進センターの事務所に立ち入り、船員雇用促進等事業の実施状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第二十二条第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

4 第二十四条 討則

第二十四条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第二十二条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

三 第二十二条第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

5 第二十四条 討則

第二十四条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第二十二条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

三 第二十二条第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

6 第二十四条 討則

第二十四条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第二十二条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

三 第二十二条第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

7 第二十四条 討則

第二十四条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第二十二条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

三 第二十二条第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

8 第二十四条 討則

第二十四条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第二十二条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

三 第二十二条第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

業主に対し船員労務供給を行うことを約する契約をいう。以下同じ。)に基づく船員労務供給の役務の提供が困難である場合その他の運輸省令で定める場合においては、労務供給船員となるとする者として船員雇用促進センターが行う登録を受けた者についても行うことができる。

2 船員雇用促進センターは、次に掲げる基準に適合する者の中から労務供給船員を雇用するものとする。

一 海上企業をめぐる経済事情及び国際環境の変化、船舶に係る技術革新等に対処して我が国の海上運送を適正に確保し、又はその健全な発展を促す見地から必要と認められる措置であつて国際航海に従事する日本船舶に係る船員の就業構造の変更その他の政令で定めるものに伴い離職を余儀なくされた者であること。

二 船員雇用促進センターとの雇用関係を基礎としてその職業及び生活の安定のための特別措置を講ずることが適切であると認められる者として運輸省令で定める要件に該当する者であること。

3 船員雇用促進センターは、船員労務供給契約において船員労務供給の役務に従事する労務供給船員と当該船員労務供給の役務の提供を受けた事業主との間で雇入契約(船員法(昭和二十二年法律第百号)又は同法に相当する外国の法令の適用を受ける雇入契約をいう。)を締結することとされている場合にければ、船員労務供給を行つてはならない。ただし、同法第一条第一項に規定する船員以外の船舶であつて運輸省令で定めるものに係る船員労務供給については、この限りでない。

4 船員雇用促進センターは、船員労務供給を行おうとするときは、あらかじめ、当該船員労務供給の役務に従事することとなる者に対し、その從事すべき業務の内容及び賃金、労働時間その他労働条件を明示しなければならない。

5 船員職業安定法第二十一条の規定は、船員雇用促進センターが行う船員労務供給事業について準用する。この場合において、同条第一項中「求職者を紹介してはならない」とあるのは「船員労務供給(当該同閣龍業、閉出又はけい船の行わる際現に当該船舶につき船員労務供給を行つている場合にあつては、当該船員労務供給及びこれに相当するものを除く。)を行つてはならない」と、同条第二項中「求職者を無制限に紹介する」とあるのは「無制限に船員労務供給が行われる」と「求職者を紹介してはならない」とあるのは「船員労務供給(当該通報の際現に当該船舶につき船員労務供給を行つてはならない」と「求職者を紹介する」とあるのは「船員労務供給を行つてはならない」と読み替えるものとする。

6 前各項に規定するもののほか、船員労務供給事業について船員雇用促進センターが遵守すべき事項は、運輸省令で定める。

(船員労務供給規程)

第十二条 船員雇用促進センターは、次に掲げる事項に關し船員労務供給規程を定め、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 労務供給船員の雇用の手続並びに前条第一項ただし書の登録の要件及び手続に関する事項

二 勞務供給船員との間の雇用契約において定める事項

三 前条第一項ただし書の登録を受けた者について当該登録に基づき講ずる措置に関する事項

上不適当となつたと認めるときは、船員雇用促進センターに対し、その船員労務供給規程を変更すべきことを命ずることができる。

(区分経理)

第十三条 船員雇用促進センターは、運輸省令で定めるところにより、船員労務供給事業に係る経理とその他の事業に係る経理とを区分して整理しなければならない。

(船員法等の適用に關する特例)

第十四条 船員雇用促進センターとその雇用する労務供給船員との労働関係については、労務供給船員を船員法第二条第二項に規定する予備船員と、船員雇用促進センターを同法第五条の規定により船舶所有者に關する規定の適用を受けたる者とみなして、同法第一条第一項、第四条、第三十一条から第三十五条まで、第四十四条の二、第四十四条の三、第五十条第一項及び第三項、第五十二条から第五十四条まで、第五十六条、第五十八条の二、第七章、第八十一条第一項、第八十三条、第八十七条第一項本文及び第三項、第五十二条第一項、第五十三条第三項及び第四項を除く。)、第一百一条第一項、第一百二条、第一百三条、第一百五条、第一百六条、第一百七条(第五項を除く。)、第一百八条から第一百十条まで、第一百九条、第一百九十九条の二、第一百二十一条の二並びに第一百四十七条の規定並びに当該規定に基づいて発する命令の規定(これらの規定に係る罰則の規定を含む。)を適用する。この場合において、同法第四十四条の二第一項中「第八十七条第一項又は第二項の規定によつて作業に従事しない期間」とあるのは「第八十七条规定の期間」とある。)と、同法第八十一条第一項中「作業用具の整備、医薬品の備付け、安全及び衛生に関する教育その他の船内作業による危害の防止及び船内衛生の保持に關し命令の定める事項」とあるのは「安全及び衛生に關する教育その他の船員労務供給の役務に従事する者の安全及び健康の確保に關し命令で定める事項」と、同法第八十三条第一項中「船舶に乗り組ませてはならない」とあるのは「前項ただし書の場合(当該船員労務供給が第一項第一項に規定する船員に従事させたる場合を除く。)と、同法第八十七条第一項本文及び第二項本文中「船内で使用してはならない」とあるのは「命令で定める場合を除き船員労務供給の役務に従事させてはならない」と、同法第八十九条第二項中「雇入契約存続中」とあるのは「船員労務供給の役務に従事するために乗船」と、同法第九十五条中「船員保険法」とあるのは「船員労務供給の役務に従事するために乗船」と、同法第五十三条第二項中「これを毎月」とあるのは「船舶所有者が雇用契約に基づき」

れを支払うべきこととされている期間において毎月」と、同法第七十四条第一項及び第二項中「同一の事業に属する船舶」とあるのは「特別措置法第十一條第一項ただし書に規定する船員労務供給契約に係る船舶」と、同項中「第八十七条の勤務に従事しない期間」と、同法第七十五条第一項中「二十五日とし、連続した勤務三箇月を増すごとに五日を加える」とあるのは「二十五日を基準として命令で定める日数とする」と、同法第七十八条第一項中「並びに命令の定める手当及び食費」とあるのは「及び命令で定める手当」と、同法第八十一条第一項中「作業用具の整備、医薬品の備付け、安全及び衛生に関する教育その他の船内作業による危害の防止及び船内衛生の保持に關し命令の定める事項」とあるのは「安全及び衛生に關する教育その他の船員労務供給の役務に従事する者の安全及び健康の確保に關し命令で定める事項」と、同法第八十三条第一項中「船舶に乗り組ませてはならない」とあるのは「前項ただし書の場合(当該船員労務供給が第一項第一項に規定する船員に従事させたる場合を除く。)と、同法第八十七条第一項本文及び第二項本文中「船内で使用してはならない」とあるのは「命令で定める場合を除き船員労務供給の役務に従事させてはならない」と、同法第八十九条第二項中「雇入契約存続中」とあるのは「船員労務供給の役務に従事するために乗船」と、同法第九十五条中「船員保険法」とあるのは「船員労務供給の役務に従事するために乗船」と、同法第五十三条第二項中「これを毎月」とあるのは「船舶所有者が雇用契約に基づき」

るの「船員保険法(特別措置法第十五条第一項
の規定により適用される場合を含む。)」と、
同法第一百一一条第一項中「この法律」とあるのは
「この法律(特別措置法第十四条第一項の規定
により適用される場合を含む。以下同じ。)」と、
「船員の労働関係」とあるのは「船員の労働関係
(特別措置法第十四条第四項に規定する労働関
係を含む。)」と、同法第一百三十三条中「労働協約
とあるのは「特別措置法第十二条第一項の規定
により認可を受けた船員労務供給規程、労働協
約」と、「船内及びその他の事業場内」とあるの
は「事業場内」とする。

前項の規定により船員法の適用を受ける労働関係に係る労務供給船員が同法第一項に規定する船舶に乗り組んでいる場合には、前項の規定にかかわらず、同法第十章の規定は、当該労働関係については、適用しない。

第一項の規定により船員法及び同法に基づいて発する命令の規定を適用する場合における技術的読替えその他必要な事項は、命令で定める。

第一項の規定により船員法の適用を受ける労働関係については、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）（第一条から第十一条まで、第

百七十七条から第一百一十九条まで及び第一百一十一条を除く)、労働災害防止団体法(昭和三十九年法律第百十八号)及び労働安全衛生法(昭和四十五年法律第五十七号)の規定は、適用しない。

ただし、労働基準法第七条の規定の適用について、
ては、当該労働関係に係る労務供給船員が船員として
労務供給契約に基づく船員労務供給の役務に従事して
いない場合に限る。

第一項の規定により船員法の適用を受ける労
働関係に係る労務供給船員は、労働関係調整整
(昭和二十一年法律第二十五号)、労働組合法
(昭和二十四年法律第二百七十四号)、最低賃金法
(昭和三十二年法律第二百三十七号)、労働者財
形促進法(昭和四十六年法律第九十二号)及

平成二年六月七日 衆議院会議録第一一二号

賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十年法律第三十四号）並びにこれらの法律に基づいて発する命令の規定の適用については、船員法の適用を受ける船員とみなす。この場合において、必要な技術的読替えは、命令で定める。

前項の規定により船員保険法及び同法に基く
項及び第三十一条第一項中「雇入契約存続」と
あるのは「特別措置法第八条第二号ニ規定スル
船員労務供給ノ役務ニ從事スル為乗船中」とす
る。

第一項の規定により雇用の変更を多じる労働関係についての雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律（昭和四十七年法律第二百三十三条）の規定の適用に關しては、司法省第三十四条（号）

労務供給船員及びその被扶養者は、精神保健法（昭和二十五年法律第二百一十三号）、結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）及び老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）並びにこれらの法律

第一項中「船員法(昭和二十一年法律第二百号)第八十七条第一項若しくは第二項の規定によつて作業に従事しなかつたこと」とあるのは、「船員の雇用の促進に関する特別措置法第十四条第一項の規定により読み替えて適用される船員法(昭和二十二年法律第二百号)第八十七条第一項本条文の規定によつて船員労務

供給船員についての船員保険法の規定の適用と
関しては、同法第三十三条ノ三第二項及び第三
十三条ノ十二第四項中「該当スル場合ニ於ケル
とあるのは、該当スル場合(船員の雇用の促進に
関する特別措置法第十一一条第一項ニ規定スル学
務供給船員が同法第八条第一号ニ規定スル船員等
労務供給ノ役務ニ從事スル為使用セラルル提

律に基づいて発する命令の規定の適用についての規定は、それぞれ、船員保険法の規定による被保険者及び同法の規定による被扶養者とみなす。この場合において、必要な技術的説替えは、命令で定める。

(厚生年金保険法等の適用に関する特例)

第十六条 第十四条第一項の規定により船員法の適用を受ける労働関係に係る労務供給船員及び

(船員保険法等の適用に関する特例)
第十五条 前条第一項の規定により船員法の適用を受ける労働関係（同条第二項の規定により同法第十章の規定が適用されない場合における当該労働関係を除く。）に係る労務供給船員は、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第十七条の規定による船員保険の被保険者に含まれるものとして、同法及び同法に基づいて発する命令の規定を適用する。この場合において、同法第四条第一項の「船員」、「労務供給船員」、「船員保険法」、「労務供給船員保険法」の各用語は、前項の規定による船員保険の被保険者を指すものとする。

供給船員についての船員保険法の規定の適用に関する問題については、同法第三十三條ノ三第一項及び第三十三条ノ十二第四項中「該当スル場合ニ於ケル」とあるのは、「該当スル場合(船員の雇用の促進に関する特別措置法第十一條第一項ニ規定スル)勞務供給船員ガ同法第八條第二号ニ規定スル船員勞務供給ノ役務ニ從事スル為使用セラルル場合は除クニ於ケル」と、同法第五十九条第四項第一号及び第六十条第一項第一号中「受クルヲ得ルモノ」とあるのは、「受クルコトヲ得ルモノ」(船員の雇用の促進に関する特別措置法第十一條第一項ニ規定スル)勞務供給船員ニシテ第二十三条ノ三第二項各号ノ一二該当スル場合ニ於ケルテ同法第八條第二号ニ規定スル船員勞務供給ノ役務ニ從事スル為使用セラルルモノヲ含ム」とし、同法に基づいて発する命令の規定の適用についての必要な技術的読替えは、命令で定めること。

律に基づいて発する命令の規定の適用についての規定は、それぞれ、船員保険法の規定による被保險者及び同法の規定による被扶養者とみなす。この場合において、必要な技術的説替えは、命令で定める。

(厚生年金保険法等の適用に関する特例)

第十六条 第十四条第一項の規定により船員法の適用を受ける労働関係に係る労務供給船員及び船員雇用促進センターは、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)及び同法に基づいて発する命令の規定の適用については、それこれら、同法第六条第一項第三号に規定する船員及び船舶所有者とみなす。この場合において、同号中「使用される者」とあるのは「使用されるきり、同法第六条第一項第三号に規定する特別措置法(以下「特別措置法」という。)第十一一条第一項に規定する労務供給船員(以下「労務供給船員」という。)を除く。」と、「以下单に「船舶」という。」ことによつて、「以下单に「船員」という。」又は「労務供給船員」といふことは、(以下単に「船員」という。)又は「労務供給船員」といふことは、(以下単に「船員」という。)

(船員の雇用の促進に関する特別措置法(以下「特
別措置法ト称ス) 第十一条第一項ニ規定スルガ
務供給船員ヲ謂フ以下之ニ同ジ(ヲ含ム)」と、同
法第十条中「船員」とあるのは「船員(労務供給船
員ヲ含ム)」と、同法第十七条中「船員(以下船員
ト称ス)」とあるのは「船員(労務供給船員ヲ含
ム以下船員ト称ス)」と、同法第十五条ノ二第一
項中「船員法」とあるのは「船員法(特別措置法等
十四条第一項ノ規定ニ依リ適用セラル場合ヨ

供給船員についての船員保険法の規定の適用と
関しては、同法第三十三条ノ三第二項及び第三
十三条ノ十二第四項中「該当スル場合ニ於ケル
とあるのは「該当スル場合(船員の雇用の促進に
関する特別措置法第十一条第一項ニ規定スル)勞
務供給船員ガ同法第八条第一号ニ規定スル船員
労務供給ノ役務ニ從事スル為使用セラルル提
合ヲ除ク)ニ於ケル」と、同法第五十九条第四項
第一号及び第六十条第一項第一号中「受クルコトヲ得ルモノ」とあるのは「受クルコトヲ得ルモノ
(船員の雇用の促進に関する特別措置法第十
一条第一項ニ規定スル)労務供給船員ニシテ第三
十三条ノ三第二項各号ノ一二該当スル場合ニ於
テ同法第八条第二号ニ規定スル船員労務供給ノ
役務ニ從事スル為使用セラルルモノヲ含ム」と
し、同法に基づいて発する命令の規定の適用につ
いての必要な技術的読替えは、命令で定め
る。

4 第一項の規定により船員保険法第十七条の規
定による船員保険の被保険者に含まれるものとさ
れた労務供給船員(以下「船員保険の被保険者」と
に含まれるものとされた労務供給船員」とい
う)については、労働者災害補償保険法(昭和廿
二年法律第五十号)及び雇用保険法(昭和廿
九年法律第百十六号)の規定は、適用しま
せん。

律に基づいて発する命令の規定の適用についての規定は、それぞれ、船員保険法の規定による被保険者及び同法の規定による被扶養者とみなす。この場合において、必要な技術的説替えは、命令で定める。

(厚生年金保険法等の適用に関する特例)

第十六条 第十四条第一項の規定により船員法の適用を受ける労働関係に係る労務供給船員及び船員雇用促進センターは、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)及び同法に基づいて発する命令の規定の適用については、それこれら、同法第六条第一項第三号に規定する船員及び船舶所有者とみなす。この場合において、同号中「使用される者」とあるのは「使用される者(船員の雇用の促進に関する特別措置法(以下「特別措置法」という。)第十一条第一項に規定する労務供給船員(以下「労務供給船員」という。)を除く。」)と、「以下単に「船舶」という。」とあるのは「以下単に「船舶」という。」又は労務供給船員を使用する船舶所有者の事業所若しくは「事務所」と、同法第二十四条の二中「船員保険法」とあるのは「船員保険法(特別措置法第十五条第一項の規定により適用される場合を含む。)」と、同法附則第八条第二項中「船舶」とあるのは「船舶(労務供給船員にあつては、当該労務供給船員を使用する船舶所有者の事業所は事務所)」とする。

2 前項の場合における技術的読替えその他必要な事項は、命令で定める。

3 第一項の規定により厚生年金保険法第六条第一項第三号に規定する船員とみなされる労務供給船員は、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)(以下「昭和六十年改正法」という。)附則第八条第八項、第十二条(第五号に係る部分に限る。)、第四十六条、第四十七条第四項及び第五十二条の規定並びに国民年金法等の一部を改正する法律(平成元年法律第八十六号)附則第十条第三項の規定の適用については昭和六十年改正法附則第五条

第十二号に規定する第三種被保険者と、昭和六十年改正法附則第八十一条第三項の規定の適用については同項に規定する厚生年金保険の被保險者とみなす。

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(船員職業安定法の一部改正)
第三条 船員職業安定法(昭和二十三年法律第三十号)の一部を次のように改正する。
第六条第六項中「基いて」を「基づいて」に「に使用させる」を「の指揮命令を受けて労務に従事させる」に改める。

第五十三条中「第五十四条」を「次条」と、「使用して」を「自らの指揮命令の下に労務に従事させて」に改める。

官報(号外)

理由

海上企業をめぐる経済事情及び国際環境の変化等に対処して我が国の海上運送を適正に確保する等の見地から必要となる措置の実施に伴い離職を余儀なくされる船員について、新たな海上職域を確保し、その雇用の一層の促進を図るため、船員雇用促進センターが船員労務供給事業を行うことができるとしているほか、当該事業の適正な運営を確保するための措置、当該事業に従事する船員の職業及び生活の安定を図るために関係法律の特例適用等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

1 議案の目的及び要旨
本案は、外航海運における日本船舶への外国船員の導入の拡大が実施される等、我が国船舶への配乗を促進する等日本人船員の海上職域を確保し、その雇用の一層の促進と安定を図るもので、その主な内容は次のとおりである。

1 船員雇用促進センター(以下「センター」という。)の事業として、船員労務供給事業を追加することとし、これに伴い、船員職業安定法の船員労務供給事業の禁止等の規定は、センターについては適用しないこととする。

2 センターが行う登録を受けた者についての登録基準に適合する者の中からセンターが雇用する者について行い、一定の場合においては、センターが行う登録を受けた者についても行うこととする。

3 センターは、労務供給船員の雇用の手続きに関する事項、船員労務供給契約において定める事項等に關し船員労務供給規程を定め、

輸送大臣の認可を受けなければならないこととする。

4 センターが雇用し、外国船へ労務供給される船員についても船員法及び船員保険法の規定を適用する等関係法律の適用に関する特例

5 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

本案は、外航海運における船員の海上職域を確保し、その雇用の一層の促進と安定を図るために措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費
本案施行に要する経費として、平成二年度運輸省所管一般会計予算中、外國船配乗促進事業補助金として一億八千万円が計上されている。

右報告する。

平成二年六月五日
運輸委員長 田名部匡省

一 外航海運をめぐる厳しい国際競争に対処し、日本人船員の保全・育成を図るため、所要の施策の充実強化に努めること。
二 外国籍船に乗り組む日本人船員に対する法的保護を図るために、引き続き適切な対策を検討すること。
三 本法の改正にかかる船員労務供給事業については、その実施状況を勘案の上、必要に応じてその事業内容について検討を行い、事業の適正な運営の確保に努めること。

四 センターが雇用し、外国船へ労務供給される船員についても船員法及び船員保険法の規定を設置する必要があるので、別紙のとおりその設置について、地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、国会の承認を求める。

五 地方自治法第百五十六条第六項の規定により、関東運輸局埼玉陸運支局の自動車検査登録事務所を設置する必要があるので、別紙のとおりその設置について、地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、国会の承認を求める。

告書

船員の雇用の促進に関する特別措置法の一
部を改正する法律案(内閣提出)に関する報

別紙

衆議院議長 櫻内 義雄殿

別紙

船員の雇用の促進に関する特別措置法の一
部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について

記載すべきである。

件

平成二年三月二十日

内閣総理大臣 海部 俊樹

右

国会に提出する。

名 称	位 置	管轄 区 域
春日部自動車検査登録事務所	埼玉県春日部市	春日部市 草加市 越谷市 久喜市 八潮市
町	北葛飾郡	三郷市 幸手市 南埼玉郡のうち宮代

官 報 (号外)

理由
埼玉県の南東部地域における自動車の検査及び登録に関する事務の円滑化を図り、あわせて当該地域の住民の利便を増進するため、埼玉県春日部市に、関東運輸局埼玉陸運支局春日部自動車検査登録事務所を設置する必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、関東運輸局埼玉陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に関する承認を求めるの件(内閣提出)に関する報告書
一 本件の目的及び要旨
本件は、埼玉県の南東部地域における自動車の検査及び登録に関する事務の円滑化を図り、あわせて当該地域の住民の利便を増進するため、埼玉県春日部市に、関東運輸局埼玉陸運支局春日部自動車検査登録事務所を設置する必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

二 本件の議決理由
本件は、埼玉県の南東部地域における自動車の検査及び登録に関する事務の円滑化を図り、あわせて当該地域の住民の利便を増進するため、埼玉県春日部市に、関東運輸局埼玉陸運支局春日部自動車検査登録事務所を設置する必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

平成二年六月五日
運輸委員長 田名部匡省
衆議院議長 櫻内 義雄殿
高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一
部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成二年四月十九日

内閣総理大臣 海部 俊樹

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律
(高年齢者等職業安定対策基本方針)
第二条の五 労働大臣は、高年齢者等の職業の安定に関する施策の基本となるべき方針(以下「高年齢者等職業安定対策基本方針」という。)を策定するものとする。

二 高年齢者等職業安定対策基本方針に定める事項は、次のとおりとする。
一 高年齢者等の就業の動向に関する事項
二 高年齢者(六十五歳未満の者に限る。)の雇用の機会の増大の目標に関する事項

三 第二条の三の事業主が行うべき職業能力の開発及び向上並びに作業施設の改善その他の諸条件の整備について、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針となるべき事項
四 前二号に掲げるもののほか、高年齢者等の職業の安定を図るために講じようとする施策の基本となるべき事項

三 労働大臣は、高年齢者等職業安定対策基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、関係行政機関の長と協議するとともに、中央職業安定審議会の意見を聽かなければならない。

四 労働大臣は、高年齢者等職業安定対策基本方針を定めたときは、遅滞なく、その概要を公表しなければならない。

第五条の四の次に次の二条を加える。

(定年後の再雇用)
平成二年六月五日
高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一
部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成二年四月十九日

内閣総理大臣 海部 俊樹

第四条の五 事業主は、定年(六十歳以上六十五歳未満のものに限る。)に達した者(次条において「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書」高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

て「定年到達者」という。)が当該事業主に再び雇用されることを希望するときは、その者が六十歳に達するまでの間、その者を雇用するよう努めなければならない。ただし、職業能力の開発及び向上並びに作業施設の改善その他の諸条件の整備を行つてもなおその者の能力に応じた雇用の機会が得られない場合又は雇用を継続することが著しく困難となつた場合は、この限りでない。

(諸条件の整備に関する勧告)

第四条の六 公共職業安定所長は、定年到達者の安定した雇用の確保を図るために必要と認めるときは、当該事業主に対し、職業能力の開発及び向上並びに作業施設の改善その他の諸条件の整備の実施に関して必要な勧告をすることができる。

(諸条件の整備に関する勧告)

第五十二条中「図るために」の下に、「高年齢者等職業安定対策基本方針に従い高年齢者の雇用の機会の増大に資する措置を講ずる事業主であつて」を加え、「範囲の年齢」を「年齢以上六十五歳未満に、「超える事業主」を「超えるもの」に改める。

第六十一条第二項中「十万円」を「二十万円」に改める。

(施行期日)
第一条 この法律は、平成二年十月一日から施行する。

(施行期日)
第一条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(労働省設置法の一部改正)

第三条 労働省設置法(昭和二十四年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「次章」を「前条、次章」に改める。

第四条第三十九号の二の次に次の一号を加える。

三十九の三 高年齢者等職業安定対策基本方針の策定に關すること。

第五条第五十号中「基づいて、」の下に「高年齢者等の職業安定対策基本方針及び中高年齢失業者等の就職促進の措置に関する計画を定め、並びに」を加え、「命じ、並びに中高年齢失業者等の就職促進の措置に関する計画を定める」を「命ずる」に改める。

理由
人口構造の高齢化の一層の進展及び高年齢者の雇用の状況にかんがみ、高年齢者等の職業の安定を図るため、労働大臣が高年齢者等職業安定対策基本方針を策定するとともに、定年到達者の安定した雇用の確保のための諸施策の充実を図る等の措置を講ずる事業主であつて、その雇用の確保のための諸施策の充実が必要である。これが、この法律案を提出する理由である。

理由
人口構造の高齢化の一層の進展及び高年齢者の雇用の状況にかんがみ、高年齢者等の職業の安定を図るために、労働大臣が高年齢者等職業安定対策基本方針を策定するとともに、定年到達者の安定した雇用の確保のための諸施策の充実を図る等の措置を講ずる事業主であつて、その雇用の確保のための諸施策の充実が必要である。これが、この法律案を提出する理由である。

理由
人口構造の高齢化の一層の進展及び高年齢者の雇用の状況にかんがみ、高年齢者等の職業の安定を図るために、労働大臣が高年齢者等職業安定対策基本方針を策定するとともに、定年到達者の安定した雇用の確保のための諸施策の充実を図る等の措置を講ずる事業主であつて、その雇用の確保のための諸施策の充実が必要である。これが、この法律案を提出する理由である。

理由
人口構造の高齢化の一層の進展及び高年齢者の雇用の状況にかんがみ、高年齢者等の職業の安定を図るために、労働大臣が高年齢者等職業安定対策基本方針を策定し、六十五歳までの高年齢者の雇用機会の増大の目標、事業主が行うべき条件整備のための指針等を定めるものとすること。

理由
人口構造の高齢化の一層の進展及び高年齢者の雇用の状況にかんがみ、高年齢者等の職業の安定を図るために、労働大臣が高年齢者等職業安定対策基本方針を策定し、六十五歳までの高年齢者の雇用機会の増大の目標、事業主が行うべき条件整備のための指針等を定めるものとすること。

理由
人口構造の高齢化の一層の進展及び高年齢者の雇用の状況にかんがみ、高年齢者等の職業の安定を図るために、労働大臣が高年齢者等職業安定対策基本方針を策定し、六十五歳までの高年齢者の雇用機会の増大の目標、事業主が行うべき条件整備のための指針等を定めるものとすること。

3

公共職業安定所長は、定年到達者の安定した雇用の確保を図るために必要と認めるときは、当該事業主に対し、諸条件の整備の実施に關して必要な勧告をすることができるものとする。

4

この法律は、平成二年十月一日から施行するものとする。

二 議案の修正議決理由

人口構造の高齢化の一層の進展及び高齢者の雇用の状況にかんがみ、高齢者等の職業の雇用の確保のための諸施策の充実等を図ることと、時宜に適するものと認めるが、なお、事業主に対する雇用状況の報告義務及び法施行後の検討等について、自由民主党・日本社会党・護憲共同・公明党・国民会議・日本共产党・民社党及び進歩民主連合より修正案が提出され、本案は別紙のとおり修正議決すべきものと議決した。

右報告する。

平成二年六月五日
社会労働委員長 畑 英次郎

衆議院議長 横内 義隆殿
〔別紙〕

(小字及び は修正)

第五十二条中「図るため」の下に、「高齢者等職業安定対策基本方針に従い高齢者の雇用の機会の増大に資する措置を講ずる事業主であつて」を加え、「範囲の年齢」を「年齢以上六十五歳未満」に、「超える事業主」を超えるものに改める。

第五十五条中「労働大臣は」の下に「前項の毎年一回の報告のほか」を加え、「定年に關する制度の状況その他高齢者の雇用に関する状況」を「同項に規定する状況」に改め、同条を同条第二項とし、同条第一項として次の二項を加える。

事業主は、毎年一回、労働省令で定めるところにより、定年に報告しなければならない。

附 則

(罰則に関する経過措置)

第一条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
〔施行〕

第三条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律による改正後の高齢者等の雇用の安定等に関する法律(以下「新法」という。)の施行の状況を勘案し、必要があると認めるとときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第四条 労働省設置法(昭和二十四年法律第百六十号)

第十三条 労働省設置法(昭和二十四年法律第百六十号)の一部を次のよう改定する。

第四条第三十九号の二の次に次の二号を加える。

三十九の三 高齢者等職業安定対策基本方針の策定に関する事項

第五条第五十号中「基づいて」の下に「高齢者等職業安定対策基本方針及び中高年齢失業者等の就職促進の措置に関する計画を定め、並びに」を加え、「命じ、並びに中高年齢失業者等の就職促進の措置に関する計画を定める」を「命ずる」に改める。

〔別紙〕

一部を改正する法律案に対する附帯決議の議決

〔別紙〕

高齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

〔別紙〕

高齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

〔別紙〕

高齢化社会を迎えて、高齢者の雇用就業機会の確保を図ることが極めて重要であることにかんがみ、政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるよう努めるべきである。

一 高齢者等職業安定対策基本方針の策定に當たっては、中央職業安定審議会において労使の意見を十分に聴きつつ、六十歳定年の完全定着及び六十五歳までの雇用機会の確保に向けて実効ある内容を定めるよう努めること。

二 平成五年度までに、六十歳定年の完全定着を図るため、高齢者雇用安定法に基づく行政指

水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法

での六十歳定年の実施状況を勘案し、より実効ある措置の実施について、努力義務に関する規定の見直しを含め、検討を行うこと。

三 定年到達者の安定した雇用の確保を図るために、再雇用の努力義務等新法の効果的な運用に努めること。

四 雇用環境が厳しい状況にある中高年齢者について、その再就職の促進体制を強化するため、公共職業安定所の組織、機能について一層の充実強化を図ること。

五 企業における雇用管理のあり方にについて、現実に高齢者に雇用不安をもたらすことのないよう、また、積極的に高齢者の雇用維持を取り組むよう、一層の普及啓蒙に努めること。

第六条 本法律案を提出する理由である。

昭和五十七年八月三十一日以前に同法による認定の申請をしていた者で当該申請に関する処分を受けないものまで拡大する必要がある。これ

が、この法律案を提出する理由である。

第七条 本法律案を提出する理由である。

第八条 本法律案を提出する理由である。

第九条 本法律案を提出する理由である。

第十条 本法律案を提出する理由である。

第十一条 本法律案を提出する理由である。

第十二条 本法律案を提出する理由である。

第十三条 本法律案を提出する理由である。

第十四条 本法律案を提出する理由である。

第十五条 本法律案を提出する理由である。

第十六条 本法律案を提出する理由である。

第十七条 本法律案を提出する理由である。

第十八条 本法律案を提出する理由である。

第十九条 本法律案を提出する理由である。

第二十条 本法律案を提出する理由である。

第二十一条 本法律案を提出する理由である。

第二十二条 本法律案を提出する理由である。

第二十三条 本法律案を提出する理由である。

第二十四条 本法律案を提出する理由である。

理 由

水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の施行状況にかんがみ、環境庁長官に対して水俣病に係る認定の申請をすることができる期限を平成五年九月三十日まで延長することともに、同法の適用

対象となる公害健康被害の補償等に関する法律による水俣病に係る認定の申請をした者の範囲を

五年九月三十日まで延長することとともに、同法の適用

対象となる公害健康被害の補償等に関する法律による水俣病に係る認定の申請をすることができる期限を平成五年九月三十日まで延長することとともに、同法の適用

官報(号外)

和五十七年八月三十一日以前に補償法による申請をしていた者で当該申請に関する処分を受けていないものまで拡大すること。

3 施行期日

この法律は、平成二年十月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

水俣病の認定業務の実施状況にかんがみ、環境庁長官に対する認定申請の期限を延長するとともに、認定の申請をすることができる者の範囲を拡大しようとする措置は妥当と認め、本案は可決すべきものと議決した。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、約七百万円の見込みである。

四 国会法第五十七条の三による内閣の意見

内閣を代表して北川環境庁長官から「政府としては、異存はない。」旨の意見が述べられた。右報告する。

平成二年六月五日

環境委員長 戸塚 進也

[別紙]

水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一 認定審査に当たっては、水俣病患者が一人でも見落されることのないように、全員が正しく教われるような精神にのつとて行うこと。

二 水俣病については、医学的に判断困難な事例があることにかんがみ、科学的知見の積み重ねを踏まえて水俣病像及び判断条件について一層の検討を重ねること。

三

水俣病問題の重要性にかんがみ、速やかに住民の健康の状態、水質汚濁の状態等について総合的な調査を実施し、その結果に基づいて地域の実情に応じた水俣病対策を確立すること。

四 水俣病多発地域の住民については、その健康状態を長期にわたって把握し、必要に応じて適切な措置を講ずることにより健康被害の予防を図ること。

五 水俣湾公害防止事業の埋立地を含め地域特性を生かした具体的な振興策を一層推進することにより、水俣・芦北地域の活性化を図るよう努めること。

官 報 (号 外)

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

平成二年六月七日 衆議院会議録第二十二号

発行所
虎ノ門一〇五 東京都港区
大蔵省印刷局
電話
03(587)4302
定価
本号
税
一部
三円を含む